

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第4区分

【発行日】平成17年11月4日(2005.11.4)

【公開番号】特開2003-85852(P2003-85852A)

【公開日】平成15年3月20日(2003.3.20)

【出願番号】特願2002-259704(P2002-259704)

【国際特許分類第7版】

G 11 B 15/68

G 11 B 17/28

【F I】

G 11 B 15/68 K

G 11 B 17/28

【手続補正書】

【提出日】平成17年9月9日(2005.9.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ピボットアセンブリと、

前記ピボットアセンブリに取り付けられたカートリッジスリープと、

前記カートリッジスリープに連結されて動作するカートリッジイジェクト機構と、

駆動アセンブリと、

第1と第2の状態の間を移行するクラッチアセンブリと、

を備え、前記クラッチアセンブリが前記第1の状態へ移行することによって、前記ピボットアセンブリが前記駆動アセンブリに係合し、それによって、前記カートリッジスリープが回転することができ、前記クラッチアセンブリが前記第2の状態へ移行することによって、前記カートリッジイジェクト機構が前記駆動アセンブリに係合し、それによって、データカートリッジを前記カートリッジスリープからイジェクトすることができるようにしてことを特徴とするデータカートリッジ搬送装置。

【請求項2】

前記ピボットアセンブリは、前記ピボットアセンブリが前記駆動アセンブリに係合しているときに前記カートリッジスリープの軸に対して偏心したピボットを有することを特徴とする請求項1に記載のデータカートリッジ搬送装置。

【請求項3】

前記駆動アセンブリは、単一の駆動モータと、複数の歯車とを有し、前記単一の駆動モータが前記複数の歯車のすべてを駆動することを特徴とする請求項1に記載のデータカートリッジ搬送装置。

【請求項4】

前記カートリッジイジェクト機構は、複数のイジェクトローラと、歯車列とを有し、前記歯車列が前記複数のイジェクトローラを駆動し、前記駆動アセンブリが前記歯車列を駆動することを特徴とする請求項1に記載のデータカートリッジ搬送装置。

【請求項5】

前記クラッチアセンブリが、

ソレノイドと、

前記ソレノイド、前記ピボットアセンブリおよび前記カートリッジイジェクト機構に連

結されたピボットアームと、

を有することを特徴とする請求項 1 に記載のデータカートリッジ搬送装置。

【請求項 6】

前記駆動アセンブリがリングギヤを有しており、前記カートリッジイジェクト機構がピニオン歯車を有しており、前記クラッチアセンブリの前記ピボットアームが、前記ピニオン歯車が取り付けられた駆動軸を介して前記カートリッジイジェクト機構に連結されており、前記クラッチアセンブリが前記駆動アセンブリを前記カートリッジイジェクト機構に係合させるとき、前記クラッチアセンブリが前記ピニオン歯車を前記リングギヤと噛み合わせることを特徴とする請求項 5 に記載のデータカートリッジ搬送装置。

【請求項 7】

前記クラッチアセンブリの前記ピボットアームは、前記ピボットアセンブリのピボットを取り囲むヌースを介して前記ピボットアセンブリに連結されていることを特徴とする請求項 5 に記載のデータカートリッジ搬送装置。

【請求項 8】

前記駆動アセンブリは第 1 の駆動歯車を有しており、

前記カートリッジイジェクト機構は、第 2 および第 3 の駆動歯車を軸方向に取り付けた駆動軸を有しており、

前記カートリッジイジェクト機構が前記駆動アセンブリに係合しているとき、前記第 2 の駆動歯車が前記第 1 の駆動歯車と噛み合い、前記第 3 の駆動歯車が複数のイジェクトローラを作動させることを特徴とする請求項 1 に記載のデータカートリッジ搬送装置。

【請求項 9】

前記カートリッジスリープは、前記カートリッジスリープ内のチャネルおよび前記ピボットアセンブリ上のブレードを介して前記ピボットアセンブリに取り付けられており、前記クラッチアセンブリがその第 1 と第 2 の状態の間を移行するとき、前記ブレードが前記チャネル内を摺動することを特徴とする請求項 1 に記載のデータカートリッジ搬送装置。

【請求項 10】

前記カートリッジスリープは、前記カートリッジスリープ上のブレードおよび前記ピボットアセンブリ内のチャネルを介して前記ピボットアセンブリに取り付けられており、前記クラッチアセンブリがその第 1 および第 2 の状態の間を移行するとき、前記ブレードが前記チャネル内を摺動することを特徴とする請求項 1 に記載のデータカートリッジ搬送装置。